

**改正**

平成24年4月1日告示第37号

西和賀町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

**第1** この要綱は、西和賀町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、西和賀町が、予算の範囲内において耐震診断士を派遣して耐震診断することにより住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価すること。
- (2) 岩手県木造耐震診断士 市町村が実施する木造住宅耐震診断士派遣事業の診断士として岩手県が認定した者（以下「耐震診断士」という。）

(事業実施主体)

**第3** この事業の実施主体は、西和賀町とし、事業の一部を委託することができるものとする。

(対象住宅)

**第4** 耐震診断士の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は西和賀町内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 従来軸組工法若しくは伝統的工法による木造平屋建又は木造2階建て住宅

(派遣の申し込み)

**第5** この要綱に基づき耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に西和賀町木造住宅耐震診断士派遣申込書（様式第1号）により町長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

**第6** 町長は、派遣する耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）を決定したときは、その旨を

西和賀町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申込者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

**第7** 派遣対象者は、決定通知書を受けた後において診断士の派遣を辞退するときは、速やかに西和賀町木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

**第8** 町長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認められるときは、第6第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

（2）その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、西和賀町木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第4号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣診断士の派遣）

**第9** 町長は、第6第1項の派遣診断士を決定したときは、速やかに当該派遣診断士を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

**第10** 派遣診断士の派遣に要する費用は、1棟当たり3万円とし、そのうち西和賀町は27,000円を負担するものとする。

（派遣対象者の費用負担）

**第11** 派遣診断士の派遣を受けた派遣対象者は、第10に定める費用のうち3,000円を派遣診断士に支払うものとする。

（診断結果の通知）

**第12** 町長は、耐震診断の結果については、西和賀町木造住宅耐震診断結果通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

**第13** 派遣診断士は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（派遣診断士の守秘義務）

**第14** 派遣診断士は、当該耐震診断に関し、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(禁止行為)

**第15** 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し、派遣対象者から第11に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

**第16** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。